

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号）新旧対照表

旧	新
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 17 条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書(第 20 条第 2 項第 2 号及び第 21 条第 3 号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(異議申立て及び熊本県行政文書等管理委員会への諮問)</p> <p>第 20 条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、<u>行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の異議申立て</u>があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、熊本県行政文書等管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>異議申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書の全部を利用させるこ</u></p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 17 条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書(第 20 条第 3 項第 2 号及び第 21 条第 3 号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(<u>審査請求</u>及び熊本県行政文書等管理委員会への諮問)</p> <p>第 20 条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 <u>利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求</u>については、<u>行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求</u>があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、熊本県行政文書等管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用</u></p>

ととるとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

(新設)

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第2項の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 利用請求をした者(利用請求をした者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第22条 第17条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書を利用させる旨の決定(第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(熊本県行政文書等管理委員会の調査権限)

第23条 熊本県行政文書等管理委員会は、第20条第2項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めると

について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- 4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第3項の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 利用請求をした者(利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第17条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用請求に対する処分(利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(熊本県行政文書等管理委員会の調査権限)

第23条 熊本県行政文書等管理委員会は、第20条第3項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めると

<p>きは、知事に対し、<u>利用請求に対する処分</u>に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、熊本県行政文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 熊本県行政文書等管理委員会は、<u>第20条第2項</u>の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、知事に対し、<u>利用請求に対する処分</u>に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を熊本県行政文書等管理委員会の指定する方法により<u>分類</u>又は整理した資料を作成し、熊本県行政文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、熊本県行政文書等管理委員会は、<u>異議申立て</u>に係る事件に関し、<u>異議申立人</u>、参加人又は知事(以下「<u>異議申立人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述)</p> <p>第24条 熊本県行政文書等管理委員会は、<u>異議申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>異議申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、熊本県行政文書等管理委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>異議申立人</u>又は参加人は、熊本県行政文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出)</p> <p>第25条 <u>異議申立人等</u>は、熊本県行政文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、熊本県行政文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>きは、知事に対し、<u>審査請求</u>に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、熊本県行政文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 熊本県行政文書等管理委員会は、<u>第20条第3項</u>の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、知事に対し、<u>審査請求</u>に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を熊本県行政文書等管理委員会の指定する方法により<u>分類し</u>、又は整理した資料を作成し、熊本県行政文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、熊本県行政文書等管理委員会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は知事(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述)</p> <p>第24条 熊本県行政文書等管理委員会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、熊本県行政文書等管理委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、熊本県行政文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出)</p> <p>第25条 <u>審査請求人等</u>は、熊本県行政文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、熊本県行政文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>
--	---

<p>(新設)</p>	<p>(委員による調査手続)</p> <p><u>第 25 条の 2 熊本県行政文書等管理委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 23 条第 1 項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 24 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p>
<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第 26 条 <u>熊本県行政文書等管理委員会は、異議申立人等から、熊本県行政文書等管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第 26 条 <u>審査請求人等は、熊本県行政文書等管理委員会に対し、第 23 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 25 条の規定により熊本県行政文書等管理委員会に提出された意見書又は資料（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）にあつては、記録された事項を熊本県行政文書等管理委員会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、熊本県行政文書等管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 熊本県行政文書等管理委員会は、前項の規定による 閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、熊本県行政文書等管理委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定により意見書又は資料について写しの交付の方法により開示を受ける者</u> は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第 27 条 <u>熊本県行政文書等管理委員会の行う 第 20 条第 2 項の規定により</u></p>	<p><u>3 熊本県行政文書等管理委員会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>4 第 1 項の規定による 写しの交付</u> を受ける <u>審査請求人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第 27 条 <u>熊本県行政文書等管理委員会の行う 第 20 条第 3 項の規定により</u></p>

<p>知事から諮問された事項についての調査審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等)</p> <p>第28条 熊本県行政文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>異議申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>知事から諮問された事項についての調査審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等)</p> <p>第28条 熊本県行政文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
---	---